

一般財団法人青少年国際交流推進センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人青少年国際交流推進センター(以下「センター」という。)と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、青少年の国際交流の実施を通じて各分野において指導的な役割を果たしうる青少年を育成するとともに、これらの青少年による人的ネットワークの形成の促進、青少年国際交流に関する情報提供、青少年国際交流活動等による支援等の事業を行い、もって青少年の国際交流の推進を図り、国際化の進展する時代にふさわしい青少年の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青少年国際交流事業の企画、実施及び協力
- (2) 青少年国際交流に関する啓発及び研修
- (3) 青少年国際交流に関する出版物の刊行
- (4) 青少年国際交流に関する情報収集及び調査研究
- (5) 青少年国際交流に関する支援、コンサルティング等
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 センターの基本財産は、センターの目的である事業を行うために不可欠な基本財産として理事会で定めた財産とする。

(基本財産等の資産の管理等)

第6条 センターの基本財産等の資産は、理事会の定める方法により善良な管理者の注意をもって理事長が管理する。

2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 センターは、剰余金の分配を行うことはできない。

(事業年度)

第7条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 センターの事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第9条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告書

(2)事業報告書の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第10条 センターが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 センターに評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任

した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 評議員に対して報酬等を支払うことができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 評議員、理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は、年 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会開催の目的である事項及び理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、評議員会開催日の 7 日前までに評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会開催の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く

評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第24条 センターに、次の役員を置く。

- (1)理事 10名以上15名以内
- (2)監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、必要に応じて副理事長を置くことができる。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前条第 2 項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 副理事長は、理事長を補佐する。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、事業年度ごとに、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 30 条 役員に対して報酬等を支給することができる。

第 7 章 会長等

(会長等)

第 31 条 センターに、会長、副会長、顧問及び参与(以下「会長等」という。)を置く

ことができる。

- 2 会長等は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 会長等は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事長に助言する。
- 6 参与は、理事長が委嘱した特別の事項を処理する。

第 8 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、理事会の開催日の 7 日前までに、各理事及び監事に対して、理事会の日時及び場所並びに理事会開催の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しないことについて、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項

の理事への報告があったものとみなす。

2 前項の規定は、第 26 条第 3 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 理事長が理事会に出席できないときは、出席した理事及び監事全員が記名押印する。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 41 条 センターは、基本財産の滅失によるセンターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 センターの公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 44 条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

- 4 事務局長等重要職員は、理事長が理事会の決議に基づき任免する。
- 5 事務局の任務、組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付書類及び帳簿)

第 45 条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事、監事、会長、副会長、顧問、参与及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 事業報告書、収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す帳簿及び証拠書類
- (8) 監査報告
- (9) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の帳簿及び書類の保存期間等については、別に定めるところによる。

第 12 章 補 則

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 センターの最初の代表理事は、上村 知昭とする。

4 センターの最初の評議員は、次に掲げる者とする。

五十嵐公利	井上 達夫
浦田 信行	大河原友子
大林 千一	小口 彦太
佐藤 恵一	竹尾 茂樹
田中南欧子	福下 雄二
三浦 博史	ラビンダー・マリク

附 則

1 第12条の変更は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 第17条の変更は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

1 第24条、第25条及び第33条の変更は、平成29年7月6日から施行する。

附 則

1 第31条及び第45条の変更は、令和3年7月6日から施行する。

附 則

1 第14条及び第16条の変更は、令和7年7月1日から施行する。